

# 工業用水道事業における PFI/PPPについて

経済産業省 産業施設課  
工業用水道計画官 板倉賢司

平成25年6月6日 民間資金等活用事業推進会議決定

## PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25~34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

### (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2~3兆円

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

### (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3~4兆円

<具体的取組>

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

### (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

<具体的取組>

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

### (4) その他の事業類型(維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

### <(1)~(4)の類型を通じた具体的取組>

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

10~12  
兆円<sup>\*</sup>

平成26年6月16日 民間資金等活用事業推進会議決定

## 集中強化期間の取組方針について（概要）

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標（10年間で2～3兆円）を前倒しし、政府一体となって取り組む。

### ○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間（平成26年度から28年度）

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1) 事業規模目標 : 2～3兆円（今後10年間の目標を前倒し）  
(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

### ○ 重点的な取組

#### 【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備

等

#### 【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等

等

## 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

### 5. 立地競争力の更なる強化（3）新たに講ずべき具体的施策

#### iii) PPP/PFIの活用(P72～74)

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間を集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

#### ①集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示(略)

#### ②事業環境整備等(抄)

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。

#### ③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

#### ④運営権事業推進のための体制強化(略)

### 工業用水道事業におけるPFIの事例

地方公共団体が実施する工業用水道事業における民間参入の形態には様々なものがあるが、業務委託が多く、PFI方式といった民間の経営能力を大きく活用する方式は現状では少なく、活用する場合も排水・汚泥処理施設等の限られた施設のみを対象としている。(下記例は、いずれもBTO方式)

#### (1) 埼玉県

##### 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

＜事業概要＞約242億円(H16. 12～、約23年間)

県南部地域の工業等へ工業用水を供給している大久保浄水場の発生汚泥の処理施設整備と運転管理。※上水道施設と共用。

#### (2) 愛知県

##### ① 知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

＜事業概要＞約95億円(H18. 4～、20年間)

愛知用水地域の4浄水場において、汚泥の脱水処理から発生土処分までの一連の工程で必要となる施設設備(脱水機の新設、増設、更新等)と管理運営。※上水道施設と共用。

##### ② 豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

＜事業概要＞約138億円(H23. 4～、20年間)

三河地域の6浄水場において、汚泥の脱水処理から発生土処分までの一連の工程で必要となる施設整備(脱水機の増設、更新等)と管理運営。※上水道施設と共用。

### 工業用水道事業費補助金交付要綱の改正 (H26.2.6)

「PPP／PFIの抜本的改革に向けたアクションプラン」に基づき、PFI事業の推進を図るため、既に補助金交付の対象としている**BTO方式に加え、BOT方式も対象とした。**

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣は、地方公共団体等が工業用水道を布設する場合(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の規定により、地方公共団体等が選定した民間事業者(以下「PFI事業者」という。)が行う同法第7条の特定事業(以下「PFI事業」という。)として実施される場合を含む。)において、その布設が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における工業用水道の布設に要する費用(PFI事業にあっては、PFI事業によって布設される工業用水道の取得に要する費用(以下「PFI費用」という。))であって次の各号に掲げるものの合計額の100分の40以内を、当該地方公共団体等に対し、工業用水道事業費補助金として交付する。ただし、別表1に定める採択基準に該当するものに限る。

(中略)

(申請手続)

第6条 地方公共団体等は、事業費補助金の交付の申請をしようとするときは、様式第1による事業費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類(中略)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 布設される工業用水道の所有権がPFI事業者から事業費補助金の交付を申請しようとする地方公共団体等へ当該事業年度において移転するPFI事業(以下「BTO方式」という。)にあっては、それを証する書類

十三 布設される工業用水道の所有権がPFI事業者から事業費補助金の交付を申請しようとする地方公共団体等へPFI事業終了後において移転するPFI事業(BOT方式)にあっては、それを証する書類及びPFI事業者が当該所有権を保有する期間において第15条に規定されている地方公共団体等に準じた制限を遵守することを約する書類

### 3. 産業構造審議会工業用水道政策小委員会における議論の概要

#### 検討の視点

- (1) 工業用水は、工場や発電所、製油所等で使用されている重要なインフラとして、工場の地方分散や地域の開発発展に伴い整備が進められ、現在152事業者・243事業が整備されている。
- (2) 近年は、**ユーザー企業の事業縮小や撤退、水リサイクルの進展により需要が減少**しており、工業用水事業者の経営は厳しい状況。また、経済の成熟、海外市場の拡大に伴う海外生産比率の上昇、今後の人口減少を考えると、更なる需要減少も見込まれる。
- (3) 更に、地域における産業基盤整備として過去に建設された工業用水道は、**設置後40～50年が経過する工業用水道施設の老朽化や南海トラフ地震等のリスク**が顕在化する中、更新・耐震化の必要性が高まっている。東日本大震災の教訓から、災害時における準公共財としての社会貢献が期待される。
- (4) このような状況の中で、今後の工業用水道政策を検討するためには、単に工業用水道政策のみを考えるのではなく、今後の地域における産業立地・地域経済政策との連携の在り方をどうするかという点についての考察が必要。

第4回開催：平成26年3月12日  
第5回開催：平成26年5月13日

工業用水道事業者数等

事業者数	地方公共団体	151
	都道府県	40
	市町村	102
	企業団	9
	株式会社	1
	計	152
給水能力 (千m <sup>3</sup> /日)		21,465
給水先数		6,136

(注)・経済産業省調べ (平成26年4月1日現在)  
・給水能力及び給水先数は平成25年3月末現在

工業用水道による需要の推移

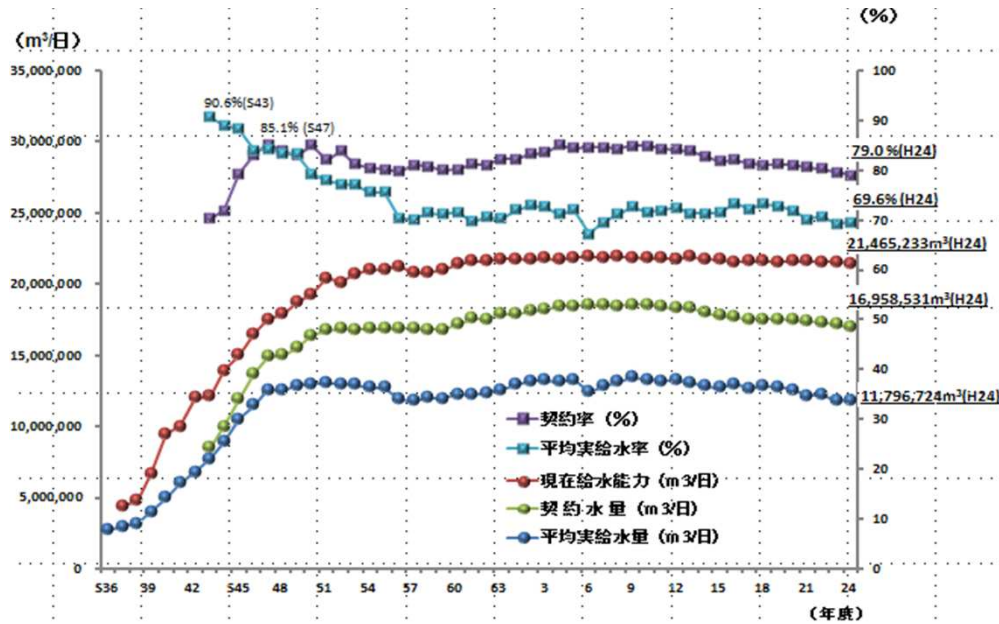
(契約水量：千m<sup>3</sup>/日)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
契約水量	17,490	17,390	17,304	17,147	16,959
給水先数	6,295	6,216	6,203	6,195	6,136
稼働率 (%)	58.2	56.4	56.8	55.1	55.0
職員数	1,857	1,801	1,752	1,719	1,711

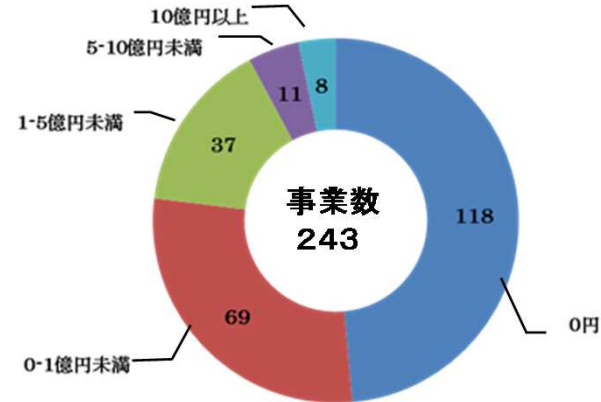
(事業法第23条報告及び地方公営企業年鑑より)

# 工業用水道事業の現状

給水能力は横ばいである一方、契約率79%、平均実給水率70%は減少傾向。



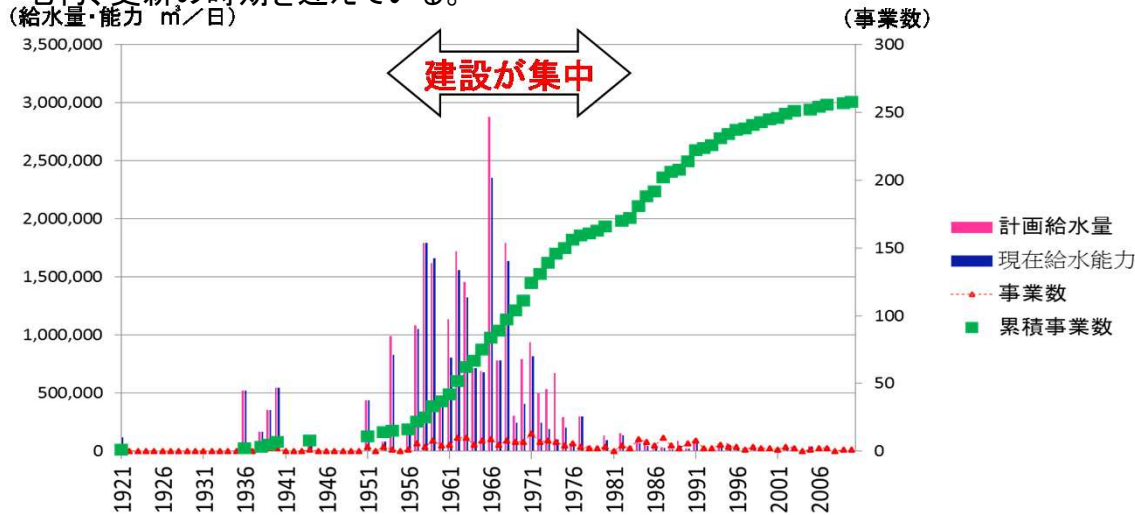
工業用水道事業の収益悪化により、187事業(77%)が積立金1億円未満。



## 工業用水道事業の積立金の状況

(事業法23条報告より(24年度末時点))  
注)積立金とは、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金等の合計額

多くの工業用水道施設は、1950～1970年代に建設が開始され、老朽、更新の時期を迎えている。



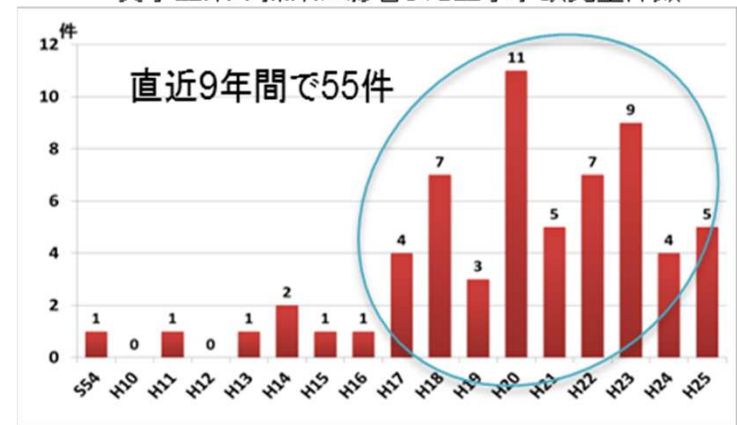
## 建設開始年度別施設能力

(建設開始後3～5年で給水を開始)

データ出所: 地方公営企業年鑑

近年、設備の老朽化により事故発生件数が増加。

## 受水企業の操業に影響した工水事故発生件数





## 今後の施策展開

### 1. 規制緩和等による経営改善への環境整備

#### ① 基準料金制の廃止

- ・料金の上限としての基準料金を廃止
- ・料金は、算定要領で算出した額の範囲内とする。

➤ 経営の自由度を高め収益性を向上

#### ② 雑用水規制の緩和

- ・雑用水比率10%以下における届出制を廃止
- ・同10%以上における了解制を届出制に緩和
- ・料金・供給条件を緩和

➤ 手続簡素化、給水条件緩和で販路拡大

#### ③ 施設基準の性能規定化等

- ・耐震基準の追加
- ・数値で規定されている基準を性能規定化

➤ 新技術の導入や創意工夫により更新費用を削減

#### ④ 財産処分のための手引書の作成

- ・補助金で取得した財産の処分手続きや補助金返還額の算出方法について手引書を作成

➤ 資産の有効活用やダウンサイジングにより収益を改善

#### ⑤ PFI導入ガイドラインの改訂

- ・公共施設等運営権制度の解説を追加
- ・水道等の先行事例の概要を掲載

➤ PFI/PPPの活用により事業の運営基盤を強化

#### ⑥ 補助金制度の見直し

- ・施設の更新・耐震化に係る予算の当初予算化に努力。
- ・中長期的には事業規模要件を廃止し、産業政策に合わせた採択要件に変更

➤ 国土強靱化の推進、産業競争力の強化

### 2. 事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化

今後の方向性：課題等について整理し、その対応策を検討

### 3. 工業用水道の海外展開に向けた検討

今後の方向性：海外におけるニーズの有無、上下水道分野との連携の在り方、官民連携の在り方等を調査

### 4. 国土強靱化の確保

#### ① 工業用水道施設の耐震化の加速化に係る補助金

① これまで補正予算で措置してきた更新・耐震化に係る補助金について、その当初予算化を検討

#### ② 準公共財としての工業用水道による社会貢献

② 大規模災害時に工業用水道が地域の種々の水需要に応えられるよう、その準備を推進

- 民間投資を喚起する成長戦略とする日本再興戦略
- 工業用水道事業においても設備の老朽化、耐震化等の問題を解決しなければならない。
- 官民それぞれ得意とする分野は異なるが、PFI/PPPを活用した事業運営を大きなビジネスチャンスとして考えている企業が存在。

➡ 具体的な官民連携事例の積み上げが期待される

産業施設課では、官民連携を積極的に支援します。ご相談ください。

担当：板倉、木全、村上

TEL：03-3501-1677

【参考】

内閣府民間資金等活用推進室(PFI推進室)法令・ガイドライン  
[http://www8.cao.go.jp/pfi/hourei\\_guideline.html](http://www8.cao.go.jp/pfi/hourei_guideline.html)